

# 災廃広域受け入れ 特措法に基づき要請

## 被災地除く全都道府県に

### 首相 閣僚会議も設置

野田佳彦首相は11日、東日本大震災の発生から1年を受けて官邸で記者会見し、復興の鍵とするがれきの広域処理を進めるため、昨年8月に制定された災害廃棄物処理特別措置法に基づき、岩手、宮城、福島、福島の3県を除く全都道府県に被災地のがれき受け入れを文書で正式に要請するとともに、がれきの受け入れ基準や処理方法を定める対応策を明らかにした。また、焼却や原材料に活用できるセメント、製紙などの民間企業に協力の拡大を要請する考えを示した。広域処理の推進に政府一丸となって取り組む体制を整備するため、関係閣僚会議を今週設置する考えも示した。

きるようにし、費用負担についても、がれきを受け入れた自治体に国が直接補助できる制度が必要と指摘し、そのための新たな特措法の制定などを提言していた。

### セメントや製紙など 民間対応も拡大へ



野田首相

法律に基づくがれき受け入れの要請や処理基準などの設定について、野

田首相は、神奈川県黒岩祐治知事らの要請に即応したものとしている。環境省によると、同特措法の第6条に、国が講ずべき措置として、災害廃棄物に係る仮置き場および最終処分場の早急な確保のための広域的協力の要請が規定されており、この規定に基づき全都道府県への要請を行う考え。また、がれきの受け入れ基準や処理方法については、昨年8月に策定した災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドラインなどを同特措法に位置付ける。

一方、黒岩知事はこれまで、廃棄物処理法をベースとした現行法のスキームにとまらず、災害廃棄物の広域処理に関する国の責任を明確にした上で、一般廃棄物と産業廃棄物の区分なく処理で